

健発0716第31号  
平成26年7月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところである。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の概要

- （1）ヒトパピローマウイルス感染症について、平成25年6月14日以降、定期の予防接種の積極的な勧奨の差し控えを行っているところ、接種に当たっての留意点、接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生した場合の対応などについて定めるもの。
- （2）予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第247号）が今月2日に、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第80号）が本日、それぞれ公布され、本年10月1日から定期の予防接種の対象疾病に水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が追加されることとなったことを受け、これらの予防接種の実施方法等について定めるもの。

### 2 施行期日

- 1の（1）に係る部分（第二の7）については平成26年8月1日
- 1の（2）に係る部分（第二の7以外の部分）については平成26年10月1日